

# 豊橋市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、豊橋市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期の前日までをいう。
- (2) 標準実工期 発注者が定める、工事期間（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 実工期 受注者が実際に工事を施工するための期間で、「工事の始終期通知書（別記様式）」で提出した、工事の始期から終期まで（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (4) 全体工期 契約締結日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完了期限までをいう。

## （対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、発注者がこれを適用することが有利であると判断した工事とし、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないと認められる工事については、この限りでない。

## （余裕期間）

第4条 発注者は、余裕期間を標準実工期の 30%を超える、かつ、4か月を超えない範囲内で設定するものとする。

- 2 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 受注者は、余裕期間内は、工事（工場製作、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）は、この限りでない。
- 4 余裕期間内に行う準備等は、受注者の責任において行うものとする。

5 受注者は、余裕期間内は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の配置を要しない。

(全体工期、工事の始期及び終期)

第5条 発注者は、全体工期をあらかじめ定め、余裕期間及び標準実工期を特記仕様書に明示することとする。

2 受注者は、全体工期の範囲内において、休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ）を除く任意の日を工事の始期及び終期として設定し、契約締結前（落札候補者通知書に記載のある一般競争入札参加資格書の提出まで）に別記様式により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、契約締結後に工事の始期及び終期の変更の必要が生じた場合には、発注者と協議のうえ、全体工期の範囲内において工事の始期及び終期を変更することができる。

(契約関係の取扱い)

第6条 フレックス方式を適用する場合における発注者と受注者との契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、別記様式に記載された工事の始期及び終期とすること
- (2) 豊橋市工事請負契約約款第10条第1項の規定にかかわらず、受注者に対し工事の始期の前日までに現場代理人等通知書を提出させるものとすること。
- (3) 受注者が行う、「コリンズ（CORINS）の受注登録」は、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に登録をすること。
- (4) 契約保証の期間は、契約締結日から実工期の終期までとすること。
- (5) 前払金は、工事の始期より前に支払を請求することができないものとする。
- (6) 建設業退職金共済制度に係る掛金収納書は、工事の始期後速やかに提出させるものとすること。

(経費の負担)

第7条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

(特記仕様書)

第8条 フレックス方式を適用し発注する工事は、特記仕様書にフレックス方式であることを明示する。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、  
発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別記様式

## 工事の始終期通知書

年　月　日

豊橋市長　〇〇〇〇　様

住　　所

(所在地)

氏　　名

〔名称及び  
代表者氏名〕

下記のとおり工期を定めたので通知します。

記

工　事　名	
工　事　場　所	
工　事　の　始　期	年　月　日
工　事　の　終　期	年　月　日